

## 事業者数及び車両数

令和7年3月31日

現在

支局名		一般								特 定		合 計		貨物軽自動車	
		一般		(特別積合せ)		靈柩		計		特 定		合 計			
		管内	その他	(管内)	(その他)	管内	その他	管内	その他	管内	その他	管内	その他		
茨城	事業者数	204	9	3	2	3	207					207	( 9 )		
		2,247	509	3	16	153	2	2,400	511			2,400	511	4,707	
栃木	車両数	2,059	39	6	21	2,065						2,065	( 13 )		
		35,503	8,951	12	130	411	21	35,914	8,972			35,914	8,972	7,438	
群馬	事業者数	132	11	2	2	134						134	( 12 )		
		1,069	346	4	10	138	2	1,207	348	1	1,208	348	2,600		
埼玉	車両数	1,999	133	3	3	2,002						2,002	( 13 )		
		18,012	6,546	27	164	339	3	18,351	6,549	1	18,352	6,549	4,816		
千葉	事業者数	119	14	7	7	119						119	( 27 )		
		1,152	275	1	14	128	7	1,280	282	1	1,280	283	3,394		
東京	車両数	2,855	220	7	17	2,855						2,855	( 33 )		
		20,705	5,727	6	36	340	17	21,045	5,744	19	21,045	5,763	5,084		
東京	事業者数	484	57	3	3	487						487	( 15 )		
		3,475	1,116	17	45	293	18	3,768	1,134	2	3,770	1,134	23,286		
東京	車両数	11,015	400	5	5	11,020						11,020	( 19 )		
		61,287	22,900	78	126	845	29	62,132	22,929	7	62,139	22,929	24,282		
神奈川	事業者数	311	21	0	0	311						314	( 16 )		
		2,251	1,202	6	23	257	14	2,508	1,216	4	2,512	1,225	14,879		
山梨	車両数	4,903	142	0	0	4,903						4,920	( 44 )		
		40,811	21,646	12	75	674	105	41,485	21,751	66	41,551	21,814	19,118		
山梨	事業者数	220	59	4	4	224						224	( 4 )		
		4,848	292	31	11	343	11	5,191	303	16	5,207	303	27,775		
山梨	車両数	7,453	324	15	15	7,468						7,468	( 13 )		
		88,183	6,902	33	3	884	22	89,067	6,924	185	89,252	6,924	28,784		
山梨	事業者数	35	5	1	1	36						36	( 4 )		
		483	59	3	2	529	59					59	( 15 )		
山梨	車両数	836	27	1	1	837						837	( 5 )		
		7,085	1,206	20	4	7,224	1,206					7,224	( 19 )		
合 計	事 業 者 数	1,908	213	14	14	1,922				3		1,925	( 153 )		
		18,094	4,279	75	149	1,628	80	19,722	4,359	28	19,750	4,369	98,893		
合 計	車 両 数	34,730	1,456	32	32	34,762				17		34,779	( 218 )		
		330,469	84,349	220	577	4,423	280	334,892	84,629	291	335,183	84,711	122,359		

注1.「靈柩」欄の事業者数には靈柩専業者数を計上するため、一般との兼業者については「一般」欄へ計上する。また、車両数については靈柩自動車と一般自動車を各々区別し「一般」欄と「靈柩」欄に計上する。

注2.「管内」欄には、当該運輸局(総合事務局を含む、以下同じ)管内に主たる事務所を有する事業者数を当該事務所を管轄する支局ごとに計上する。

注3.「その他」欄の下段には、注2の事業者が当該運輸局管内の他の支局内に営業所が存する場合、当該営業所の所在地を管轄する支局ごとに事業者数を計上する。

また、上段には、当該運輸局管外に主たる事務所を有している事業者が当該運輸局管内の支局内に営業所を存する場合に、当該営業所の所在地を管轄する支局ごとに事業者数を計上する。

注4.「(特別積合せ)」欄の事業者数及び車両数は、「一般」の欄の内数とする。また、車両数については運行車数を計上する。

注5.「貨物軽自動車運送事業者」欄の事業者数及び車両数は3段書きとし、上段は( )書きで軽靈柩自動車を保有する事業者数及び車両数を、

中段は< >書きでバイク便の事業者数及び車両数を、下段は軽靈柩及びバイク便以外の事業者及び車両数とし、全て外書きとする。